

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業

部会審議項目(7) 騒 日 電 景 史 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) _____ (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P121～P129
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P130～P137
環境保全のための措置		P138
評 価		P138
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年4月11日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 付属街路で日影基準を超えてしまう場所は、本来立体交差事業で買い取るべき用地の
はずである。環境基準を満たすだけでなく、悪化させない観点で環境負荷を比較検討す
べきである。
- 2 沿線住民の生活環境、日照時間が、各建築物ごとにどれだけ少なくなるか、変化する
かを評価公表すべきだ。
- 3 鉄道西側にも多数の人が住んでいる。高架化は、住民から朝日を奪うもので問題があ
る。健康で文化的な生活のため、日照、特に朝日は確保されるべきだ。
- 4 度合いの違いはあるものの、日中は日影の影響を受ける。イメージ図は側道ができる
東側が示されているのみで、より影響を受ける西側のイメージ図がない。
また、日影時間が「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制
時間を超えないから問題ないとするような記述は住民の納得を得られるものではないと
考える。
- 5 道路、鉄道といった公共施設は建築基準法から除外され日影規制の対象外であること
と、建築基準法の日影規制基準は満たしているとの理由で、公共施設の日陰によって生
ずる損害について、環境影響評価書案には何ら触れられていない。周辺地域において、
現在状況と高架鉄道が完成した場合とを比べ、どのくらい日陰時間が増えるかを計算し、
そのデメリットを環境評価書最終版に反映すべきだ。
立体交差化事業主体である東京都から北区地元住民へ詳細な説明を求める。
- 6 日影評価は訴訟リスクのより少ない閉鎖方式で行うべきだ。
- 7 日影・電波障害は、周辺の高層建築物との複合影響を無視できない典型的な環境影響
項目である。本事業に先行する第一種市街地再開発事業を考慮し、複合影響を予測評価
すべきである。
- 8 何百億円もかけできるだけ費用対効果を出すため、日影、土壌汚染、電波障害に問題
が起こらず、現状の騒音、振動を大きく改善する地下化を選択するのが合理である。

第一部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) 福生都市計画道路 3・3・3 の 1 号新五日市街道線 (福生市大字熊川) 建設事業

部会審議項目(6) 大 騒 土 生 景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選定理由 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P45～P69
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測の条件 (6) 予測結果	P70～P81
環境保全のための措置		P82
評 価		P83～P84
都民の主な意見	な し	
関係市長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 4 月 10日 (2) 担当委員 森川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見なし	

第一部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) 福生都市計画道路 3・3・3 の 1 号新五日市街道線 (福生市大字熊川) 建設事業

部会審議項目(6) 大 騒 土 生 景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 土壌汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P123~P130
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P131
環境保全のための措置		P131
評 価		P132
都民の主な意見	な し	
関係市長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 4 月11日 (2) 担当委員 齋藤 利晃 委員 (3) 検討結果 意見なし	

第一部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) 福生都市計画道路 3・3・3 の 1 号新五日市街道線 (福生市大字熊川) 建設事業

部会審議項目(6) 大 騒 土 生 景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P195～P199
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P200～P205
環境保全のための措置		P206
評 価		P207
都民の主な意見	な し	
関係市長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 4 月 11 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

第一部会 審議資料

資料 3 - 1

(事業名) 豊海地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P47～P77
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P78～P103
環境保全のための措置		P104
評 価		P105～P110
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年4月10日 (2) 担当委員 森川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- 1 清澄通り嵩上げに伴い、交差点「豊海区民館入口」から豊海方面に向け登り勾配になります。この通りは日常的に大型トラックが通行しており、現状でも加速時の排気ガスによる健康影響が危惧されている状態です。登り勾配になることで、加速時の排気ガス（および騒音）にどの程度の影響があるかを評価いただきたくお願いします。（当該道路は、全国の輸送業者のトラックが行き交い、整備不良とも思われる白煙/黒鉛を排気する車輛もしばしば見受けられます。この実状も鑑みての評価をお願いします。）
- 2 今回の計画に合わせて、清澄通りの一部について、既存の防潮堤を陸こうへ構造変更する案が港湾局で計画されているようであるが、構造的に車両（トラック等）の騒音や排気ガスの影響が増大することが危惧される。これらの影響の可能性が払拭されないようであれば、現状の構造を維持する設計とすべきと考える。

関係区長の意見

【中央区長】

- 1 工事の施工中、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。
 - (1) 工事の実施に当たっては作業計画を十分検討し、建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、最新の排出ガス対策型の建設機械及び最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること。
 - (2) 建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、アイドリング・ストップの励行に努めること。

【港区長】

意見なし

項目：大気汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度出現地点では、本事業による付加率が高い上に、その近傍には小学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第一部会 審議資料

資料 3 - 2

(事業名) 豊海地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 4 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P237～P246
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P247～P266
環境保全のための措置		P267
評 価		P268～P269
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年4月11日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【中央区長】

- 1 地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものとなるよう努めること。
- 2 都の条例やマスタープラン等に適合する計画とし、都市景観との均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めること。

【港区長】

意見なし